

## 第8 宿泊施設の確保に関する事項

### 1 基本的な考え方

新興感染症が発生した場合には、重症者を優先する医療体制へ移行することも想定されます。そのため、本市は、自宅療養者等の家庭内感染や医療体制のひっ迫を防ぐ等の観点から、新興感染症の特性や、感染力その他当該感染症の発生およびまん延の状況を考慮し、宿泊施設の体制を整備できるよう、平時から、道や関係者、関係機関と連携を図ることが重要となります。

### 2 宿泊施設の確保に関する事項の方策

本市は、新興感染症の発生およびまん延時には、道が開設する宿泊施設への入所調整を行うことを基本とし、道が開設する宿泊施設のみでは十分な体制の確保が図れない場合は、必要に応じて公的施設等の活用についても検討します。

### 3 関係機関および関係団体との連携

本市は、連携協議会への参画等を通じ、道と宿泊施設確保措置協定を締結する宿泊施設等との円滑な連携を図ります。

### 4 北海道感染症予防計画における数値目標等（参考）

	流行初期期間	流行初期期間経過後
宿泊施設確保居室数	930室	2,545室